

第1 有料公園施設利用料の減免

1 有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。

減免内容	減免率
<p>(1) 公園又は緑地の健全な利用の増進を目的とするため利用するとき。</p> <p>① 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。 ただし、営利を目的としないものに限る。</p> <p>② 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。 ただし、営利を目的としないものに限る。</p> <p>③ 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等 ただし、入場料又はこれに類するものを徴収しないもの、営利を目的としないものに限る。</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>全県の児童又は生徒 10/10 都市単位以上の児童又は生徒 1/2</p>
<p>(2) 学校（大学を除く）、専修学校、保育所、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟又は高等学校野球連盟（軟式野球に限る）が行う学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。 ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。</p>	10/10
<p>(3) 下記に該当するものが利用するとき。ただし、専用利用する場合は物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。 また、免許証及び各種手帳等の確認ができない場合は減免適用外とし利用料金を徴収する。 なお、施設を専用利用する場合は、別表1（施設の利用制限）のとおり、場所及び時間の利用制限をおこなう。</p> <p>① 下記の者及び介護者（1人の介助では困難と認められたときは2人までの介助者を対象とする）</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として証明した者及び知事が障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者 オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者 カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者 キ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者 ク 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者</p> <p>② 70歳以上の者（専用利用の場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る）</p> <p>③ 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者</p>	<p>個人で利用する場合 10/10</p> <p>団体等で利用する場合、利用者(大会等役員を除く)のうち1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれる場合は10/10 1/2未済の場合1/2</p>
<p>(4) 生徒等が主体となって専用利用するとき。ただし、県内生徒等の人数の割合が半数以上で、利用日から6日前までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。 また、身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合は減免適用外とし、利用料金を徴収する。幼児及び児童は身分証明書を提出する必要はなく、その確認は省略する。</p>	10/10

<p>なお、施設を専用利用する場合は、別表1（施設の利用制限）のとおり、場所及び時間の利用制限をおこなう。</p>	
<p>(5) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免要請するもの。ただし、鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するときは、本大会の実施にかかるものであり、かつ実施競技団体長名で申請があったものについては県の要請を必要としないものとする。</p>	10/10
<p>(6) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。</p>	10/10
<p>(7) とっとり県民の日（9月12日）並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、下記の施設を利用するとき。ただし、専用利用を行う場合（テニスコートは多数のコートを使用する場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。）</p> <p>■対象となる施設 陸上競技場、野球場、補助競技場、球技場、投てき場、テニスコート、多目的広場、県民体育館</p>	10/10
<p>(8) みどりの日前後の5月3・4・5日、都市緑化月間の10月第3週の月曜日から金曜日の5日間を大会等以外で利用するとき。</p>	10/10
<p>(9) 国体強化指定選手が一般利用で利用するとき。ただし、各競技団体が選手名簿を提出した場合に限る。</p> <p>■対象となる施設 陸上競技場（グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム） 県民体育館（トレーニングルーム、メインアリーナ）</p>	10/10
<p>(10) 鳥取県在住のオリンピック・パラリンピックの強化指定選手が一般利用で利用するとき。</p> <p>■対象となる施設 陸上競技場（グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム） 鳥取県民体育館（トレーニングルーム、メインアリーナ）</p>	10/10
<p>(11) 下記に該当するものが一般利用で利用するとき。</p> <p>ただし、身分証明書(学生証・生徒証明書等)の確認ができない場合は減免適用外とし、利用料金を徴収する。幼児及び児童は身分証明書を提出する必要はなく、その確認は省略する。</p> <p>① 鳥取県内の学生</p> <p>■対象となる施設 陸上競技場（トレーニングルーム）、県民体育館（トレーニングルーム）</p> <p>② 鳥取県内の幼児、児童又は中学校若しくは高等学校等の生徒</p> <p>■対象となる施設 陸上競技場（グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム） 鳥取県民体育館（トレーニングルーム、メインアリーナ）</p>	<p>陸上競技場（トレーニングルーム） 1/2 県民体育館（トレーニングルーム） 別表2のとおり 10/10</p>
<p>(12) 青少年等の健全育成に寄与する目的として行う催しで、指定管理者が特に必要と認めるもの。（鳥取県スポーツ協会が主催する事業）</p>	10/10

2 冷暖房等の利用により加算される利用料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。

減免内容	減免率
<p>(1) 1の(2)の利用における次の設備利用料</p> <p>①冷暖房及び機械・器具（夜間照明を含む）</p> <p>②体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明</p>	10/10
<p>(2) 5月から9月までの間に県内の競技団体が主催する高校生以下を対象とした中国大会以上の大会又は中国大会以上の大会に繋がる大会で利用する冷房 (競技を行う施設に限り、会議室等を控室などで利用する場合は除く。)</p>	1/2

別表1 (施設の利用制限)

鳥取県立布勢総合運動公園減免基準(3)及び(4)で専用利用する場合の利用制限

施設名	面数	時間(1日)
陸上競技場(屋内、雨天練習場)	全面	3時間まで
補助競技場	全面	3時間まで
球技場	全面	3時間まで
多目的広場	全面	3時間まで
野球場(屋内ピッチング場)	全面	3時間まで
メインアリーナ	最大1/2面	3時間まで
サブアリーナ	全面	3時間まで
テニスコート	最大3面	3時間まで
陸上競技場(第1・3研修室)	1室	連続3時間まで
県民体育館(第1～4研修室、視聴覚室)	1室	連続3時間まで
テニスコート(大会運営室、研修室)	1室	連続3時間まで

別表2 県民体育館

利用区分		単位	減免後の金額
トレーニング グループ	1回券	1人1回につき	100円
		1人1回につき(シャワー代込)	150円
	回数券	回数券11枚	1,010円
		回数券11枚(シャワー代込)	1,520円
	1月利用券	1人につき	960円
		1人につき(シャワー代込)	1,420円

第2 行為許可・占有許可に係る利用料の減免

1 行為許可及び占有許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。

減免内容	減免率
(1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき	10/10
(2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき	10/10
(3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る）のために利用するとき	全県の児童又は生徒 10/10 郡市単位以上の児童又は生徒 1/2
(4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く）を開催するために利用するとき	10/10
(5) とっとり県民の日（9月12日）並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、集会、展示会その他これらに類する催しを行うとき（とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。）	10/10